

## 【参考資料】 自立支援医療(精神通院)の上限負担額

区分		月額上限負担額	
			「重度かつ継続」 の場合(※)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、障害者本人の年収が82万6千5百円以下	2,500円	2,500円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で、障害者本人の年収が82万6千5百円超	5,000円	5,000円
中間所得 1	市町村民税(所得割)課税額の世帯合算が3万3千円未満	医療保険の自己負担額	5,000円
中間所得 2	市町村民税(所得割)課税額の世帯合算が3万3千円以上23万5千円未満	医療保険の自己負担額	10,000円
一定所得以上	市町村民税(所得割)課税額の世帯合算が23万5千円以上	対象外	20,000円

【世帯の範囲】 この表の「世帯」の範囲とは、本人と同じ医療保険に加入する家族全員をいいます。

### (※)「重度かつ継続」の対象となる方

精神通院	統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)、その他精神医療に一定以上の経験を有する医師により集中的・継続的な通院治療を要すると判断された方
------	--